

社会福祉法人美芳会 すどの杜ショートステイ事業所
(介護予防) 短期入所生活介護 重要事項説明書

サービス提供事業

- 短期入所生活介護
 介護予防短期入所生活介護

事業者の概要や短期入所生活介護の概要、または契約上の留意事項を次の通り説明いたします。

◇◆説明内容について◆◇

事業者の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ページ
短期入所生活介護サービスの概要について・・・・・・・・	4 ページ
サービス利用時の留意点について・・・・・・・・	6 ページ
利用料金について・・・・・・・・	別紙

平成 年 月 日

<事業者> 住所地 富士市増川510番地の1
事業者名 社会福祉法人 美芳会
代表者名 理事長 大塚芳正 印
<説明者> 職 名
氏 名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から（介護予防）短期入所生活介護サービスについて重要事項の説明を受けました。

<契約者（利用者）> 住 所
氏 名 印

<保証人> 住 所
氏 名 印
契約者（利用者）との続柄 （ ）

1 事業者の概要

法人名	社会福祉法人 美芳会
法人所在地	静岡県富士市増川510番地の1
電話番号	0545-39-0061
代表者氏名	理事長 大塚芳正
設立年月日	平成 8年 2月 8日
法人理念	1. 地域でのこころ豊かな生活のために 2. 想いに副う

2 事業の概要

施設の名称	すどの杜ショートステイ事業所												
施設の所在地	静岡県富士市増川510番地の1												
施設長氏名	大塚芳正												
電話番号	0545-39-0061												
事業者指定	2272300092												
事業種別	短期入所生活介護												
開設年月	平成 8年 5月 1日												
定員	10人												
送迎実施地域	富士市全域及び沼津市浮島、原地区												
営業日	無休												
入退所時間	9:30～17:00												
事業の目的	サービス事業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身機能を維持し、利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることができるよう短期入所生活介護サービスを提供します。												
行動規範	<table border="0"> <tr> <td>1. 自立支援</td> <td>7. 秘密保持</td> </tr> <tr> <td>2. 自己決定の尊重と情報提供</td> <td>8. 地域の重要な一員</td> </tr> <tr> <td>3. 利用者への生活能力への対応</td> <td>9. 情報発信</td> </tr> <tr> <td>4. 利用者の意思代弁</td> <td>10. 誠実</td> </tr> <tr> <td>5. コミュニケーションと心づかい</td> <td>11. 厳しさ</td> </tr> <tr> <td>6. 人格とプライバシーの尊重</td> <td>12. 専門的力量</td> </tr> </table>	1. 自立支援	7. 秘密保持	2. 自己決定の尊重と情報提供	8. 地域の重要な一員	3. 利用者への生活能力への対応	9. 情報発信	4. 利用者の意思代弁	10. 誠実	5. コミュニケーションと心づかい	11. 厳しさ	6. 人格とプライバシーの尊重	12. 専門的力量
1. 自立支援	7. 秘密保持												
2. 自己決定の尊重と情報提供	8. 地域の重要な一員												
3. 利用者への生活能力への対応	9. 情報発信												
4. 利用者の意思代弁	10. 誠実												
5. コミュニケーションと心づかい	11. 厳しさ												
6. 人格とプライバシーの尊重	12. 専門的力量												

3 施設の概要

(1) 施設

敷地面積		3,487.98㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階建
	延べ床面積	3,276.88㎡

(2) 主な設備

設備の種類	室数	備 考
1人部屋	8室	洗面所付き、備え付けタンス
2人部屋	1室	洗面所付き、備え付けタンス
4人部屋	14室	洗面所付き、備え付けタンス
食堂	1室	
機能回復訓練室	1室	<主な機能回復訓練機器> パワーリハビリ 4台 歩行訓練用階段 1台 上肢交互運動器 1台 ホットパック 1台 平行棒 1台 訓練用マット 他
浴室	1室	一般用浴槽 2台 リフト付き浴槽 1台 特殊浴槽 1台
医務室	1室	
静養室	1室	
便所	5ヶ所	居室外

※特別養護老人ホームと共用

4 職員体制

(1) 職員数

平成29年4月1日時点

職 種	人員	職 種	人員
施設長	1人	機能訓練指導員	1人
生活相談員	1人	介護支援専門員	1人
介護職員	20人	医師（嘱託医）	1人
看護職員	3人	管理栄養士	1人

※特別養護老人ホームの職員と兼務

※介護職員は、看護職員との合計で、利用者3人に対して1人の配置が最低基準

(2) 勤務体制

職 種	勤務体制
施設長	勤務時間帯 (8:30～17:30)
生活相談員	勤務時間帯 (8:30～17:30)
介護職員	日中 (7:00～19:30) 毎日10～12人程度勤務します。
看護職員	毎日1人以上が勤務します。
機能訓練指導員	看護職員が兼務します。
管理栄養士	勤務時間帯 (8:30～17:30)

5 サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・季節を感じる事ができる食事を提供することを心掛けます。 ・離床して、食堂で食事を摂っていただくよう心掛けます。 ・自分自身で食事が摂れるように支援していきます。
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄の自立に向け、適切な排泄介助を行います。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴ができない方は、適宜清拭を行います。 ・状況に応じた適切な介助を行います。 ・連続して一週間程度利用する場合は、2回以上の入浴を行います。
離床、着替え 静養等	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り、離床して過ごしていただくよう努めます。 ・清潔で、快適な生活を送ることができるよう努めます。 ・連続で一週間程度利用する場合、シーツ交換は週1回以上行います。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・生活リハビリを中心として、心身機能の低下を防止するよう努めます。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の健康状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。 ・緊急時等必要な場合には、家族、利用者の主治医と連絡を取り、その指示に従って対応します。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に関する相談については担当職員が可能な範囲で対応させていただきます。対応できない場合は、必要な機関を紹介いたします。
移動・移乗	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の自立に向け、身体状況に合わせて安全かつ適切に支援します。
送迎	<ul style="list-style-type: none"> ・身体状況や家族の状況により来所できない方については、リフト付の送迎車での送迎をさせていただきます。 ・自宅への送迎を基本とします。
口腔ケア	<ul style="list-style-type: none"> ・いつまでも口からおいしく食事が取れるよう、歯科衛生士の指導のもと支援していきます。
栄養マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養状態が気になる方に対しては管理栄養士の指導のもと支援していきます。

(2) 介護保険給付対象外サービス（利用料は、利用者負担金説明書に記載）

特別な送迎	・当事業所の通常送迎実施地域以外の方の送迎をさせていただきます。ただし実費をいただきます。
社会生活上の便宜	・当事業所では、必要な教養娯楽設備を整えると共に、施設での生活を豊かなものとするため、適宜レクリエーション行事を企画実施させていただきます。 ・主な娯楽設備 クラブ活動、喫茶コーナー(毎週木曜日) ・サービスの利用には実費をいただきます。
衣類の洗濯	・長期ご利用の場合には、衣類の洗濯をさせていただきます。

(3) サービスの利用方法

①利用開始

居宅サービス計画を依頼している居宅介護支援事業所を通じて、利用申し込みをしてください。
介護予防サービスの場合は、地域包括支援センター及び介護予防居宅介護支援事業所を通じて、利用申し込みをしてください。

②サービスの終了

サービスの終了を希望される場合は終了の7日前までに居宅介護支援事業所、地域包括支援センターを通じご連絡下さい。

③解約以外の終了

- ・契約者が死亡した場合
- ・介護認定審査会により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ・要支援認定から要介護認定に変更された場合においては別途契約を締結できます
- ・事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業を閉鎖した場合
- ・施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ・事業所が介護保険の指定を取り消された場合
- ・入院等により1ヶ月以上利用がない場合

(4) 日課

- 6:30 起床
- 7:30 朝食
- 9:30 入浴、健康チェック
- 11:30 昼食
- 14:00 レクリエーション
- 15:00 おやつ
- 17:30 夕食、口腔ケア
- 19:00 就寝

6 サービス利用時における留意事項について

(1) 施設ご利用の際に留意していただく事項

面会	・受付にて面会簿に記入して下さい。 面会時間は、8:30～21:00です。 ただし、18:00以降は通用口をご利用下さい。
外出	・外出の際には、必ず行き先と帰所時間をお知らせください。
居室・設備・器具の利用	・施設内の居室や設備、器具等は本来の用法に従いご利用下さい。これに反したご利用により破損した場合、故意または過失により破損させた場合には賠償していただくこともあります。
喫煙	・喫煙は決められた場所をお願いします。喫煙コーナー以外は、全館禁煙です。
迷惑行為等	・騒音等、他者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室に立ち入らないで下さい。
持ち込み品	・持ち込み品については、日常生活に必要なものはお持ち下さい。また、持ち物には全て名前を記入してください。 ・施設の管理上、不都合であると判断されたときは、持込を断りすることがあります。 ・ラジオの持ち込みはできますが、イヤホン等を使用してください。また著しい迷惑となる場合には、使用をお断りすることがあります。
貴重品	・現金等の貴重品は持参しないでください。やむを得ず持参する場合は、事務所にお預けください。職員に申し出なく居室にて所持し紛失した場合は、責任を負いかねますのでご了承下さい。
宗教活動・政治活動 営利活動	・施設内で他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。
サービス提供記録物の保管	契約終了後、2年間保管します。
サービス提供記録物の閲覧	土日、祝日を除く9:00～17:00で可能です。

(2) 事故発生時の対応について

家族及びケアマネジャー等に連絡するものとします。ただし、必要がないと判断した場合にはこの限りではありません。事業者の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害については賠償する責任を負います。

(3) 緊急時の対応について

緊急事態には、家族の緊急連絡先にも連絡します。旅行等で不在の場合などには複数の緊急連絡先を確保してください。緊急時の対応等ご希望がありましたらショートステイ担当職員に遠慮なくお申し出ください。

(4) 身体拘束廃止について

当事業所では、身体拘束廃止活動への取り組みをさせていただいております。利用者の生命及び身体を保護する為緊急やむを得ない場合や、代替方法がない場合はこの限りではなく、利用者及び家族等の同意を得た上で対応させていただきます。また、その際には、身体拘束廃止へ向けての検討をさせていただきます。

(5) 非常災害対策について

注意情報発令時及び警戒宣言発令時は状況により、営業を中止し自宅への送迎、若しくは家族へ引き取りをお願いする場合がありますのでご了承ください。

(6) 個人情報保護について

当事業所は利用者及び家族の個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正等な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。情報提供は、あらかじめ文書により利用者・家族の同意を得て、一定の条件のもとで行います。

(7) 実習生受入について

当施設では、実習生及びボランティアを受け入れております。利用者の個人情報等守秘義務については、十分に配慮しておりますので、受け入れについてご了承下さい。不明な点については、当事業所職員にお気軽にご相談下さい。

(8) 解約について

サービス利用料金を3ヶ月以上滞納し、支払の催告を再三したにもかかわらず支払わないとき、または利用者が事業所に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合には、書面で通知することによりこのサービスを終了させていただきます。

7 利用料について

(1) 利用料金について

利用者負担金、その他費用については別紙利用者負担金一覧に記載

(2) 利用料の支払い方法

利用者が当事業所にお支払いいただく料金は、月ごとに清算し利用した月の翌月20日までに請求いたしますので、月末までにお支払ください。当事業所で請求する利用料は、すどの杜及び元吉原デイサービスセンターはまかぜで利用されたサービス分のみですので、他の事業所を利用された料金は含まれておりません。

支払い方法は、次よりお選びください。

①銀行口座振替

利用できる金融機関	富士信用金庫 本店及び全支店
振替手数料	無料
振替日	毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)

②振込み

振込み先銀行口座	富士信用金庫 須津支店 普通口座 0031475 口座名義 社会福祉法人 美芳会 理事長 大塚芳正
振込み手数料	利用者負担

現金でお支払いを希望される方は、すどの杜事務所まで持参してください。

支払いできる日：月～金曜日 9:00～17:00 (祝祭日、12月29日～1月3日を除く)

8 保証人について

契約締結にあたり保証人をお願いします。保証人には利用者が滞納した利用料のお願いをすることがあります。

9 苦情相談窓口

☆サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応させていただきます。

すどの杜 ショートステイ事業所 苦情相談窓口	・担当者 伊藤 亘 ・電話番号 0545-39-0061 ・苦情担当者が不在の場合は、事務所までお申し出下さい。 ・施設内に苦情受付箱を設置してありますのでご利用下さい。
第三者委員	渡邊 高秀 (渡辺法律事務所 弁護士) 電話番号 054-365-8121
	荒川 紘 (民生児童委員) 電話番号 0545-33-2831

☆公的機関においても、苦情申し出ができます。

富士市役所 介護保険課	所在地 富士市永田町1丁目100番地 電話番号 0545-55-2766
沼津市役所 長寿福祉課	所在地 沼津市御幸町16-1 電話番号 055-934-4873
静岡県国民健康保険団体連合会	所在地 静岡市葵区春日2丁目4番34号 電話番号 054-253-5590 (苦情専用)